

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 26 日

各（介護予防）福祉用具貸与事業者 様
各居宅介護（介護予防）支援事業者 様

佐賀県国民健康保険団体連合会
情 報 ・ 介 護 課 長

福祉用具貸与における介護給付費請求明細書の記載等について

本会の介護給付費の審査支払業務につきましては、日頃からご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、福祉用具貸与における介護給付費請求明細書の給付費明細欄の「回数」及び請求額集計欄の「サービス実日数」の記載誤りがいまだに多く見受けられます。

記載誤りのまま請求されますと同一事業所の複数月の明細書における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行う「介護給付費縦覧審査」及び医療保険を利用した請求と突合を行う「介護給付費医療突合審査」において、「複数サービスの合計日数が受給可能日数を超過している、又は同時算定不可なサービスが存在します。」「医療保険の入院と介護保険サービスが重複請求されています。」といったエラーとなります。

確認の結果、サービス実日数の記載誤りであった場合は過誤返戻になりますので、回数及びサービス実日数の記載については下記のことにご留意してください。

なお、回数及びサービス実日数の記載誤りの中には、入院等の状況を知り得ていなかったことによるものも多く見受けられます。居宅介護（介護予防）支援事業者においては、（介護予防）福祉用具貸与事業者への入院等の情報提供や実績管理を確実に行うよう留意してください。

記

1 「回数」

サービスの提供回数(期間ごとに給付費を算定するサービスについては算定回数)又は提供日数を記載すること。

福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与又は特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の福祉用具貸与若しくは介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防福祉用具貸与の場合は、福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与を現に行った日数を記載すること。

2 「サービス実日数」

当該対象サービス種類のサービスを行った実日数として、当該事業所において訪問サービス（介護予防を含む。）、通所サービス（介護予防を含む。）又は地域密着型サービス（介護予防を含む。）のいずれかを実施した日数、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導のために利用者の居宅を訪問した日数、福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与を現に行った日数をそれぞれ記載すること。

3 「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法」

福祉用具の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。

なお、半月単位の計算を行った場合でも、介護給付費明細書の「回数」及び「サービス実日数」については、福祉用具を現に行った日数を記載することとなっていることに留意する。

担当：情報・介護課 介護保険係

電話：0952-26-4302